

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その85)

厚生年金の支給開始年齢について

Q

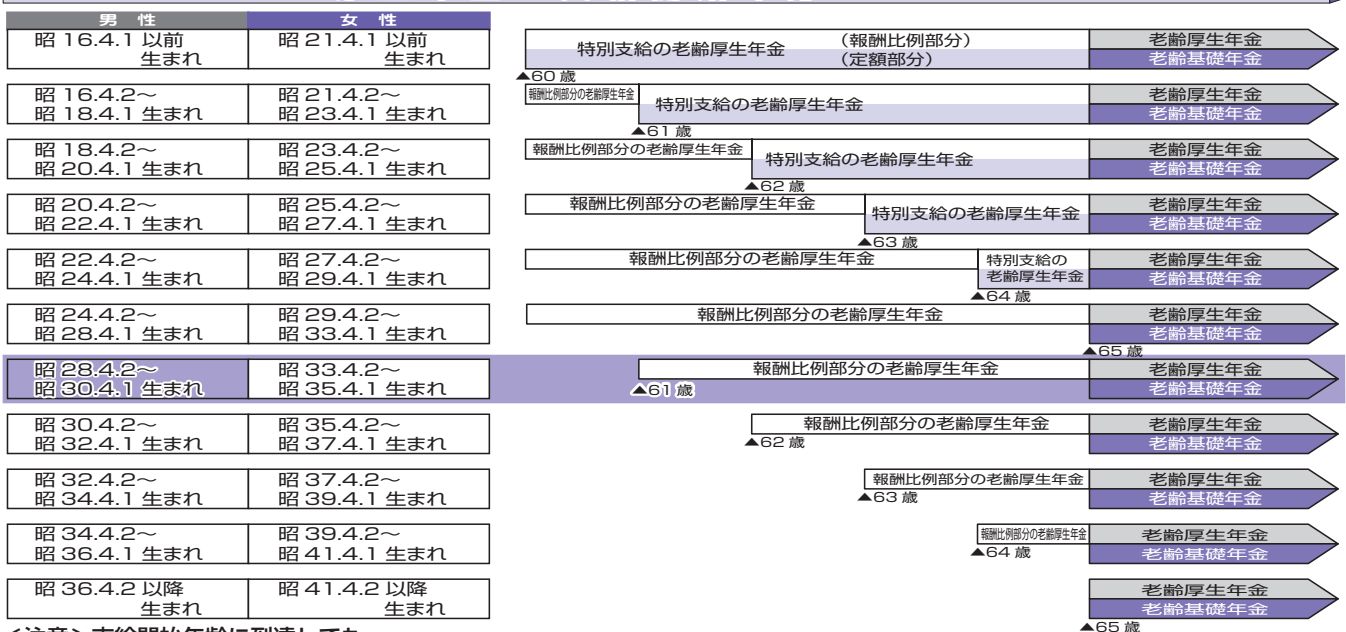
私は、昭和28年5月2日生まれの男性ですが、国の厚生年金の支給はいつから開始されるのでしょうか？60歳以降もシニア社員として東洋紡に勤める予定ですが、東洋紡の企業年金はもらえるのでしょうか？

A

あなたの場合、国の老齢年金は、61歳から報酬比例部分が支給され、65歳から老齢基礎年金が支給されます。60歳以降、厚生年金保険に加入しながらお勤めされる予定ですが、61歳以降も引き続き勤務された場合、報酬によっては、一部または全額停止になる可能性もあります。

東洋紡の企業年金の支給開始年齢は、生年月日に関係なく、全員60歳から支給開始になります。60歳以降在職しても、企業年金は全額支給されます。

厚生年金の支給開始年齢について



<注意>支給開始年齢に到達しても・・・

在職中で厚生年金保険の被保険者である場合 ⇒ 報酬によって、年金の一部または全部が停止されます。
失業給付受給中の場合 ⇒ 年金は全額停止されます。

東洋紡の企業年金について

東洋紡の企業年金は、国の支給開始年齢に関係なく、60歳から全額支給になります。

60歳以降に在職、または失業給付を受給したとしても、年金は支給停止されません。

◆退職金移行給付◆ 19年保証終身年金

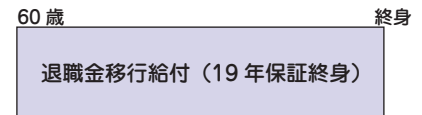
勤続20年以上の社員が対象。

退職金の一部を19年保証の終身年金に年金化できる。

<19年保証終身年金とは？>

預かった退職金を年金原資として、60歳より本人が亡くなるまで終身支給します。

年金原資は19年保証のため、79歳までに亡くなられた場合は、残存期間相当分を遺族一時金として支給します。



旧厚生年金基金の加入員(平成17年3月31日までに加入した人)は、下記の年金も支給されます。

◆経過措置給付◆ 終身年金、または5年有期年金

平成17年3月31日までの旧厚生年金基金の加入者であった社員が対象。

企業からの上乗せ年金で、終身年金、または5年有期年金のいずれかを選択できる。

<終身年金を選択した場合>

60歳から、本人が生存する間、年金として支給します。本人が死亡した時点で年金は終了。

<5年有期年金を選択した場合>

60歳から、5年間だけ年金として支給します。終身年金と比べて1年間に支払われる年金額は増額されます。

5年有期年金額=終身年金額×2.7657(5年確定現価率)

5年以内に死亡した場合は、残存期間相当分を遺族一時金として支給します。

